

### 30年度介護保険料額 決定通知書を発送します

#### 決定通知書を発送します

65歳以上の方を対象とした、30年度の介護保険料額決定通知書を、7月11日(水)に発送します。

保険料の納付方法については、受給している年金から天引きとなる方と、指定された納期限までに、納付書や口座振替などの方法により各自で納める方がいます。介護保険料額決定通知書が届きましたら、保険料額や保険料の納付方法をご確認ください。

納付書で納める方は、市役所本庁舎および各連絡所のほか、銀行や郵便局(ゆうちょ銀行)などの各金融機関、全国のコンビニエンスストアで

納付してください(ただし、30年度の介護保険料額決定通知書を、7月11日(水)に発送します)。

納付期限までに納付する場合は、納付書や口座振替をご利用ください。

◎保険料額の決まり方  
65歳以上の方の介護保険料額は、市全体の介護サービスなどに要する費用が賄えるよう算出された「基準額」を基に算定されます。

介護保険料は3年ごとに改定され、30年度は介護保険料の改定の年に当たります。高齢者の自然増により介護サービスの利用者が増加すること

などから、介護保険料の基準額は上昇しました。

この基準額に、被保険者本人や世帯員の前年中の所得などに応じ、第1〜第13段階に設定された保険料率を乗じることで介護保険料は算出されています。

◎保険料を滞納すると  
介護保険制度は、65歳以上の方が納める保険料のほか、40歳〜64歳の方が公的医療保険の保険料と併せて納めている保険料、納税者全員が負担する公費(税金)を財源とし、多くの方が負担を分かち合うことにより成り立っています。こうした負担の公平性を保つため、保険料を滞納した方には、その滞納の期間に応じた罰金(滞納加算)を徴収し、滞りなく納付されることを求めます。

高額の療養費制度とは、同じ月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を払い戻す制度です。

今回の見直しは、医療保険制度の持続性を高め、世代間の世代内の公平性を図り、負担

### 新しい「介護保険負担割合証」を送付します

65歳以上の介護保険の被保険者で、要介護(支援)の認定を受けている方に交付している「介護保険負担割合証」が、8月1日(水)を基準日として一斉更新となります。

基準日から使用する新しい「介護保険負担割合証」は、「黄色」になります。これまで使用していた負担割合証は「桜色」でしたが、新しい負担割合証は「黄色」になりますので、ご確認ください。

基準日以降に介護サービスを利用する際は、必ず「介護保険負担割合証(黄色)」と共に、新しい「介護保険負担割合証(黄色)」をケアマネジャーなどに提示してください。

基準日以降に、古い「介護保険負担割合証(桜色)」で介護サービスの利用すると、差額分の納付や払い戻し設定されま

引上げや一部給付の差し止めなど)を行うことになりま

介護保険は介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるための制度であり、介護を受ける本人だけでなく、その家族にか

かる負担を軽くするものでもあります。

保険料の納期内納付に、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは介護福祉課保険係 ☎470・7777(内線4910・4911)へ。

能力に応じた負担を求める観点から行われ、8月から70歳以上の方の上限額が見直されます(左表参照)。

◎現行の現役並み所得区分がI・II・IIIの3区分に細分化されることに伴い、現役並み所得I・IIとなる方II医療機関などの支払いについて、該当区分の自己負担限度額までの費用負担をするためには、「限度額適用認定証」の交付を受ける必要があります。

詳しくは国民健康保険に加入している方は同課国保年金資格係 ☎470・7732、後期高齢者医療制度に加入している方は同課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

70歳以上の国民健康保険被保険者には、被保険者証に一部負担割合(1割〜3割)が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(以下、被保険者証兼高齢受給者証)を交付しています。

被保険者証兼高齢受給者証の一部負担割合は、30年度の住民税課税所得に基づいて判定し、8月に更新します(下表参照)。この判定により、一部負担割合に変更のある方には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

◎注意 今回の判定により一部負担割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください。

申請による再判定の基準に該当し、一部負担割合が3割から2割になる可能性がある方には、案内と申請書を送付します。

再判定を希望する方は、被保険者証兼高齢受給者証、29年分の収入額が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票など)、世帯主および対象被保険者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード

### 8月から

#### 70歳以上の方の高額療養費制度が見直されます

高額の療養費制度とは、同じ月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を払い戻す制度です。

今回の見直しは、医療保険制度の持続性を高め、世代間の世代内の公平性を図り、負担

能力に応じた負担を求める観点から行われ、8月から70歳以上の方の上限額が見直されます(左表参照)。

◎現行の現役並み所得区分がI・II・IIIの3区分に細分化されることに伴い、現役並み所得I・IIとなる方II医療機関などの支払いについて、該当区分の自己負担限度額までの費用負担をするためには、「限度額適用認定証」の交付を受ける必要があります。

詳しくは国民健康保険に加入している方は同課国保年金資格係 ☎470・7732、後期高齢者医療制度に加入している方は同課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

70歳以上の国民健康保険被保険者には、被保険者証に一部負担割合(1割〜3割)が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(以下、被保険者証兼高齢受給者証)を交付しています。

被保険者証兼高齢受給者証の一部負担割合は、30年度の住民税課税所得に基づいて判定し、8月に更新します(下表参照)。この判定により、一部負担割合に変更のある方には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

◎注意 今回の判定により一部負担割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください。

申請による再判定の基準に該当し、一部負担割合が3割から2割になる可能性がある方には、案内と申請書を送付します。

再判定を希望する方は、被保険者証兼高齢受給者証、29年分の収入額が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票など)、世帯主および対象被保険者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード

### 29年度個人情報保護制度の運用状況と 情報公開制度の利用状況

状況は、34件中、開示決定25件、一部開示決定6件、非開示決定3件(うち不存3件)でした。訂正請求の処理状況

は、20件中、棄却20件でした。利用中止請求、審査請求、苦情申出はありませんでした。

◎情報公開制度の利用状況  
市では、市民の皆さんの知る権利を保障し、市の諸活動を説明する責任を全うするため、東久留米市情報公開条例を定めています。29年度の利

用状況は、次の通りです。公文書の開示請求の処理状況は、77件中、開示決定20件、一部開示決定63件、非開示決定10件(うち不存6件)、取り下げ1件でした。また、審査請求はありませんでした。詳しくは総務課法務・文書担当 ☎470・7714へ。

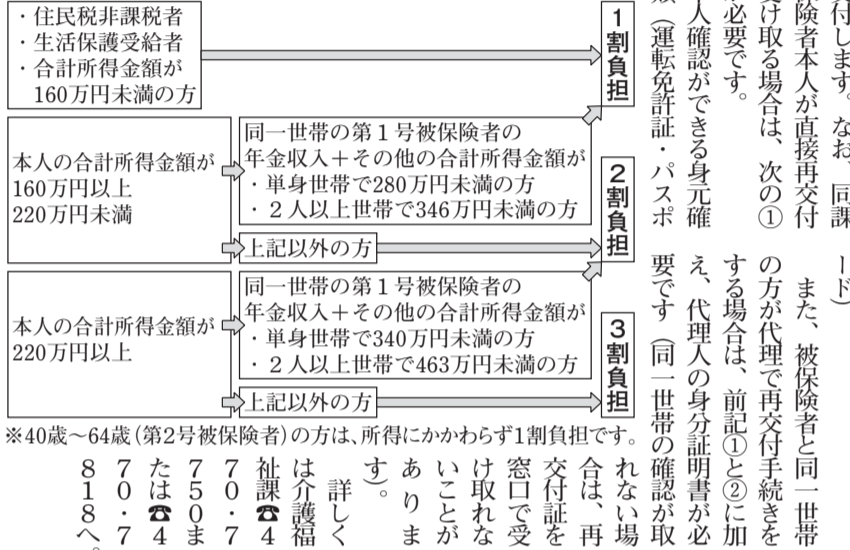
### 国民健康保険 被保険者証兼高齢受給者証 を更新します

8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。

また、一部負担割合が2割で、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。詳しくは同係 ☎470・7732へ。

### 利用者負担割合の判定方法

#### 65歳以上(第1号被保険者)の方



### 高額療養費制度の自己負担限度額(月額)【70歳以上の方】

| 所得区分                        | 30年7月まで                     |  | 30年8月から   |   |
|-----------------------------|-----------------------------|--|---|---|
|                             | 外来(個人ごと)                    | 限度額(世帯※1)                                      | 外来(個人ごと)  | 限度額(世帯※1)   |
| 現役並み所得者                     | 5万7,600円                    | 8万1,000円+<br>(総医療費-26万7,000円)×1%<br>(4万4,400円) | 25万2,600円+<br>(総医療費-84万2,000円)×1%<br>(14万1,000円)  | 25万2,600円+<br>(総医療費-84万2,000円)×1%<br>(14万1,000円)  |
| 一般(※2)                      | 1万4,000円<br>(年間上限44,400円※3) | 5万7,600円<br>(4万4,400円)                         | 16万7,400円+<br>(総医療費-55万8,000円)×1%<br>(9万3,000円)※4 | 16万7,400円+<br>(総医療費-55万8,000円)×1%<br>(9万3,000円)※4 |
| II住民税非課税世帯                  | 8,000円                      | 2万4,600円                                       | 8万1,000円+<br>(総医療費-26万7,000円)×1%<br>(4万4,400円)※4  | 8万1,000円+<br>(総医療費-26万7,000円)×1%<br>(4万4,400円)※4  |
| I住民税非課税世帯<br>(年金収入80万円以下など) |                             | 1万5,000円                                       | 1万8,000円<br>(年間上限44,400円※3)                       | 1万8,000円<br>(年間上限44,400円※3)                       |
|                             |                             |  | II住民税非課税世帯  | 8,000円  |
|                             |                             |  | I住民税非課税世帯<br>(年金収入80万円以下など)                       | 1万5,000円  |

◇ 内の金額は、過去12か月に高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額(多数回該当)です。

※1 同じ世帯で同じ被保険者に属する方

※2 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合を含みます。

※3 1年間のうち一般区分または住民税非課税区分であった月の外来を合計した限度額は、14.4万円です。

※4 8月からは、現役並みI・IIの所得区分の方は、限度額適用認定証を申請し交付を受けることが必要です。

### 国民健康保険における高齢受給者証判定基準

※判定対象になる方は、70歳以上の国民健康保険被保険者です。

| 課税所得金額(※1)                  | 一部負担割合の当初判定 | 申請による再判定の基準  | 申請による再判定により変更となるもの  |
|-----------------------------|-------------|--|---|
| 判定対象者の中で、145万円以上の方が1人でもいる場合 | 3割          | 収入383万円未満(判定対象者が2人以上の場合は520万円未満)<br>判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者(※2)の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満<br>上記以外の方 | 一部負担割合が2割(※3)になります(申請がない場合は3割と判定)   |
| 判定対象者全員が145万円未満の場合          | 2割(※3)      | 住民税課税世帯(一般)(※4)<br>住民税非課税世帯  | 一部負担割合の変更はありません<br>一部負担割合の変更はありませんが、申請により高額療養費の自己負担限度額などが下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます |

※1 課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。一部負担割合の判定日が属する年の前年(判定日の属する月が1月〜7月の場合は前々年)の12月31日現在に世帯主で、同一世帯に合計所得38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、【課税所得金額-(16歳未満の被保険者数)×33万円-(16歳〜19歳未満の被保険者数)×12万円】で算出された所得金額一部負担割合の判定をします。

※2 特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。

※3 一部負担割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。

※4 平成27年1月2日以降に70歳に到達する被保険者が属する世帯で、判定対象となる方の「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も一部負担割合は2割(※3)です(旧ただし書き所得とは、総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額の合計額から、基礎控除額33万円を控除した金額のことです)。